

菊川市住民税非課税世帯に対する くらし応援給付金（1万円/1世帯）のご案内

- 令和8年度住民税非課税世帯を支援するため、1世帯あたり1万円を支給します。
- 本給付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しており、税申告等の対象外です。

給付金の支給額

1世帯あたり1万円

給付金の申請期日

令和8年9月30日(水)

給付対象要件

以下、①②の両方を満たす世帯の世帯主が対象（1万円/世帯）です。

- ①令和8年6月1日時点で、菊川市に住民登録がある世帯。
- ②世帯の全員が令和8年度の住民税が非課税である世帯。

※ただし、以下に該当する場合はご注意ください。

- ・税の修正申告等により支給要件に該当しない場合は、給付金を支給できません。今後、修正申告を行う予定がある場合も同様です。
- ・住民税が課税されている他の親族等に、世帯の全員が扶養を受けている場合は、給付金を支給できません。〔給付要件対象外〕
- ・租税条約の適用を受けている場合〔給付要件対象外〕

※上記給付対象要件に該当するが、令和8年8月中旬までに、通知書が届かない対象者（世帯）は、下記窓口にお問い合わせください。申請書の提出が必要な場合がございます。

【問い合わせ】

菊川市住民税非課税世帯くらし応援給付金窓口

プラザけやき1階（菊川市半済1865番地）

☎0537-29-5400（平日 9:00～16:00）